

北海道支部表彰規程

(目的)

第1条

この規程は北海道支部における表彰に関する細目を定める。

なお、本規定に定める表彰の対象は、原則北海道支部所属の正会員とし、その他の者を対象とする場合は別途定めるものとする。

また、会員業績点については別表1にて定める。

(北海道支部三賞)

第2条

『功労賞』は以下の全ての項目を満たした者に授与する。

- a) 多年に亘り北海道支部に多大なる貢献をした者
- b) 多年に亘り日本放射線技術学会北海道支部又は放射線技術学に貢献した者
- c) 年齢が60歳前後になっている者

第3条

『学術賞』は以下の全ての項目を満たした者に授与する。

- a) 放射線技術学に卓越した研究論文を発表した者
- b) 多年に亘り日本放射線技術雑誌、RPT(Radiological Physics and Technology)、北海道放射線技術雑誌等に優秀な研究論文を投稿するなど、著しい業績のあった者
- c) 日本放射線技術雑誌、RPT(Radiological Physics and Technology)、北海道放射線技術雑誌に筆頭著者論文が1編以上ある者
- d) 年齢が50歳前後になっている者
- e) 会員業績点が80点以上で、宿題報告を行った者

第4条

『学術奨励賞』は以下の全ての項目を満たした者に授与する。

- a) 放射線技術の研究に、近年(5年程度)著しい業績をあげ、今後の研鑽を期待される研究者
- b) 年齢は原則40歳未満とするが、近年の業績が著しい場合は表彰委員会にて協議する
- c) 会員業績点が40点以上 又はこれに相当する学術的業績内容を有する者

第5条

北海道支部三賞の表彰は、次年度春季大会時とする。

(本部雑誌掲載賞)

第6条

『本部雑誌掲載賞』は、以下の基準にて選出し、授与する。

- a) 日本放射線技術学会誌またはRPT(Radiological Physics and Technology)に投稿し、掲載された者（投稿区分は問わない）
- b) 期間はその年の1月から12月に発刊された雑誌とする

第7条

本部雑誌掲載賞の表彰は、次年度春季大会時とする。

(Young Investigator Awards)

第8条

『Young Investigator Awards』は、支部秋季大会における一般研究発表者の中から以下の基準にて選出し、授与する。

- a) 発表時の年齢が33歳以下である者
- b) 支部秋季大会に2年連続して研究発表を行ったもの者（北海道にて開催された全国秋季学術大会を含む）。ただし、連続した2年の研究発表はどちらも日本放射線技術学会北海道支部所属の会員種別「正会員」として行ったものであること。
- c) 受賞は生涯1度限りとする

第9条

Young Investigator Awardsの表彰は、次年度春季大会時とする。

(優秀演題賞)

第10条

『優秀演題賞』は、支部秋季大会における一般演題発表者の中から以下の基準にて選出し、授与する。

- a) 一般演題発表の各セッションにおいて、それぞれ1名を選出する
- b) 選出に関しては座長と研究内容に関連する専門委員会委員長との協議により選出を行う。
- c) 協議の結果、該当者なしとした場合は、選出を行わない。
- d) 会員種別を問わず選出するものとする。

第11条

優秀演題賞の表彰は、次年度春季大会時とする。

原則、表彰される者は翌年の支部春季大会へ出席し表彰を受けること。

このとき一般会員と同様に参加登録費は発生するものとする。

ただし、やむを得ない事情により支部春季大会の表彰式へ参加出来ない場合はこの限りではない。

(表彰方法)

第12条

表彰は表彰状を支部長が授与し、行うこととする。

第13条

前条の表彰状には以下の基準を元に副賞を添えることができる。

- ・ 功労賞：商品券（3万円）
- ・ 学術賞：商品券（2万円）
- ・ 学術奨励賞：図書カード（1万円）
- ・ 本部雑誌掲載賞：図書カード（5千円）
- ・ Young Investigator Awards：図書カード（5千円）
- ・ 優秀演題賞：図書カード（3千円）

第14条

前条の副賞について、以下の場合には添えることができないこととする。

- ・ 本部雑誌掲載賞におけるその研究が、北海道支部技術研究助成金によって実施された場合

（表彰委員会）

第15条

表彰委員会は表彰委員長が招集し、議事（表彰者など）について支部理事会の承認を得ることとする。

第16条

表彰委員会は以下の委員で構成され、委員の3分の2の出席をもって成立することとする。

- ・ 支部長
- ・ 副支部長
- ・ 地域学術委員長
- ・ 編集委員長
- ・ 表彰委員
- ・ 監事
- ・ 外部委員

（改廃）

第17条

この規程は支部理事会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2017年度より適用する。

2018年04月04日 一部改定

2018年11月07日 一部改定

2021年06月24日 一部改訂

2024年04月08日 一部改訂

別表1 会員業績点

対象	項目		ポイント
北海道支部大会	研究報告	発表者	5
	シンポジウム	発表者	10
	専門委員会セミナー	発表者	10
日本	RPT	筆頭	15
		副	5
	原著	筆頭	15
		副	5
	ノート	筆頭	10
		副	4
	臨床技術	筆頭	10
		副	4
	速報	筆頭	7
		副	2
	資料	筆頭	7
副		2	
研究発表	筆頭	5	